

平成 29 年

# 第 1 回熊取町議会臨時会会議録

平成 29 年 5 月 8 日開会

平成 29 年 5 月 8 日閉会

熊 取 町 議 会

## 平成29年第1回臨時会会議録目次

(5月8日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
提案理由説明	
議案第26号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について	6
質 疑	10
採 決	10
提案理由説明	
議案第27号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告について	10
質 疑	11
採 決	12
提案理由説明	
議案第28号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分報告について	12
質 疑	13
採 決	15
提案理由説明	
議案第29号 監査委員の選任同意について	15
質 疑	15
採 決	16
日程の追加について	16
議会許可第1号 議長の辞職について	16
前議長挨拶	16
日程の追加について	17
議会選挙第1号 議長の選挙	17
新議長挨拶	18
日程の追加について	18
議会許可第2号 副議長の辞職について	18
前副議長挨拶	19
日程の追加について	19
議会選挙第2号 副議長の選挙	19
新副議長挨拶	20
日程の追加について	20
議会選任第1号 常任委員会委員の選任について	20
議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	21

議会許可第3号 特別委員会委員の辞任について .....	21
議会選任第3号 特別委員会委員の選任について .....	22
議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙 .....	22
総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出につ いて .....	23

# 第 1 回熊取町議会臨時会（第 1 号）

## 平成29年第1回臨時会会議録（第1号）

月 日 平成29年5月8日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企画部理事兼シニアプロモーション推進課長	明松 大介	企画部理事兼財政課長	東野 秀毅
企 画 部 理 事	北川 裕一	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	塩谷 義和
住 民 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	田中 耕二	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	泉谷 徹
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	阪上 清隆
教育委員会事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	林 栄津子
教育委員会事務局理事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	北川 雄彦	書	記	藤原 孝二
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

議案第26号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第27号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

議案第28号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議案第29号 監査委員の選任同意について

追加付議案件

議会許可第1号 議長の辞職について

議会選挙第1号 議長の選挙

議会許可第2号 副議長の辞職について

議会選挙第2号 副議長の選挙

議会選任第1号 常任委員会委員の選任について

議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

議会許可第3号 特別委員会委員の辞任について

議会選任第3号 特別委員会委員の選任について

議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出  
について

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。平成29年第1回熊取町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、上程されております諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本として、十分にご審議をいただき、あわせまして、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回熊取町議会臨時会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。

議会事務局長（北川雄彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成29年3月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、3月21日及び4月27日に実施されておまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成29年3月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	6億7,288万1,756円
下水道事業特別会計	1,902万822円
国民健康保険事業特別会計	3億4,049万9,085円
介護保険特別会計	2億1,779万2,746円
墓地事業特別会計	2,270万9,037円
後期高齢者医療特別会計	5,195万5,646円
水道事業会計	5億7,850万5,100円
歳入歳出外現金	1億3,910万2,635円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で諸般の報告を終わります。

本臨時例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。平成29年第1回熊取町議会臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

新緑がまぶしい季節を迎え、初夏を思わせる日が続いているところでございます。まず、心身ともにリフレッシュさせていただきましたゴールデンウイークも終わり、気分も新たに町政に邁進してまいる所存でございます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます議案でございますが、税条例の一部を改正する条例の専決処分報告、平成28年度熊取町一般会計補正予算（第6号）ほか予算の専決処分報告1件、監査委員の選任同意についてでございます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決、ご承

認いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について報告願います。塩谷総務部理事。  
総務部理事（塩谷義和君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして、ご報告申し上げます。

議案書の黄色の分界紙の後ろ、報告第1号をごらんください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。次のページをごらんください。

専決処分日は平成29年4月5日でございます。

内容でございますが、1点目の事故発生日時は平成28年8月4日午後2時ごろでございます。

2点目の事故発生場所は、熊取町久保三丁目2番地付近でございます。

3点目の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

4点目の事故の概要でございますが、公用車で進行中、幅員の狭い町道で見通しの悪い緩いカーブに差しかかる際に、カーブミラーにて相手方の車両を認識したため、道路端に寄せて減速の上、停止していたところ、相手方車両が減速せず道路中央を直進してきたため衝突し、双方の車両への損害及び運転者等に負傷が発生したものでございます。

5点目の損害賠償額につきましては、8万30円でございます。

なお、事故発生の後、公用車使用時における安全走行について、当該職員だけでなく、所属職員に対して徹底する旨を再度確認いたしました。

今後事故を起こさないように注意してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）久保の狭い道かと思うんですが、この今のご説明ですと、損害及び負傷というところで、運転者に負傷という、この運転者というのは職員ですか。その辺のところと、そして、職員、これは公用車の方は減速して停止しているわけですよね。相手方が衝突してきたという形で説明がなっているかと思いますが、その過失割合とか、その辺、もう少し詳しくご説明願います。

議長（重光俊則君）塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）それでは、事故の発生の状況というか事故の概要について、もう少し詳しく説明させていただきます。

公用車で走行中の事故でございますが、当方は、運転者、職員が運転しておりまして、同乗者が1人、同じ職員が2人で乗っておりました。相手方は運転者1人でございます。事故でございますけれども、今回のようなセンターラインのない、町道の幅員の狭い道路における自動車道路の事故については、どちらかが100%過失があるというのは、なかなか例がないということで、本町の加入しております全国自治協会自動車損害保険事業というところの担当者相手方の保険会社の担当者が協議の上、過去の判例等をもとに、こちらの過失が20%、相手方の過失が80%というふうなことで認定されたわけでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）負傷したのはどちら。塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）負傷につきましては、当方は運転者と同乗者どちらとも負傷いたしております。相手方の運転者についても負傷しております。その損害に対して賠償、当方の保険会社から賠

償を、当方が受けた損害、負傷については、公務災害ということで、公務災害補償基金のほうから治療費については全額賄われておりますし、また、相手方の加入保険のほうから通院の実費とか見舞金等はいただいております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） どの程度の負傷だったのかもちょっと教えていただけますか。

議長（重光俊則君） 塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） 相手方の負傷についてはどの程度の負傷かは認識してございませんが、職員の負傷については、運転者の負傷は右肩、右膝、胸部打撲ということで通院を2日間しております。同乗者のほうは、頸椎捻挫ということで、通院期間が23日ということで、今はもう完治、全治しております。

以上です。

議長（重光俊則君） よろしいですか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。運転者の方は2日間の通院でもう完治というところなんですね。同乗者の方が23日間、頸椎の捻挫というところで、後の後遺症というものもまた心配ですけれども、ちゃんとそういったところは治療を受けているというところで完治したというふうに理解させていただいていいんですね。

なかなかその道、狭い道なので、私自身もよく知っているんですが、注意というところもあるかと思うんですが、速度規制なり、何か警察のほうにももう少しお願いするなり、そういった事故防止の対策もあわせてお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君） ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君） 補足ですけれども、補足で質問します。

こっち側がとまっていて、それで過失割合が20%ということは、何かすごいなと。これよけようというか、避けようがないわけですよ。そやのに20%というのは、やっぱりそれは通例なんですか。

議長（重光俊則君） 塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） 今、議員おっしゃるような感覚は私どもも実は受けておまして、加入しておる保険、当方の全国自治協会の保険担当者のほうにも確認いたしましたけれども、こちらが停止しているという状況を証明するというか、間違いなく停車していたというのを証明することがなかなか難しいということから、過去の判例によって、申し上げたような過失割合になったものでございます。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） わかりました。

これは、職員だけでなく、一般の住民の方もそうやと思うんですけれども、そのために今、ドライブレコーダーというのがございます。安いものもございますので、そういったので証明できれば、これはゼロ・100ということにはなるんでしょうかね。保険屋じゃないんでわからへんかもしれませんが。

議長（重光俊則君） 塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君） 今おっしゃいましたドライブレコーダーの件でございますが、今のところ公用車につきましては、ドライブレコーダーは設置してございません。

公用車運転するに当たっては、ドライブレコーダーがついているから安心だというふうなことではなく、どんな場合でも、とにかく事故を起こさないように注意して走行するのがまず大事だというふうに考えておりますので、今後は気をつけてまいりたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 質問は、ドライブレコーダーをつけていたら、その相殺の負担割合が違うのかどうかという質問なんです。それ、わかるかわからないかで結構です。林総務部理事。



総務部理事（林 利秀君）公務災害を担当してございますので、保険会社のほうに少し確認をした結果を申し上げますと、今回の状況としては、道幅が狭くてセンターライン自体がないという、こういう状況でございます。

例えばですけれども、センターラインがあって、それを飛び越えて当たってきたとか、後ろから追突されたとか、そういう場合には、責任割合から見て、先ほどもあったように、過去の裁判例に基づいてお互いの協議の中で決定するという内容をもってやりますので、そういった場合には、裁判例としては、10・ゼロというのがあるんですけれども、今回のような事故で状況に応じて判断しますと、裁判例にはないということですので、ドライブレコーダーがあったとしても結果は変わらないのかなというのは感じてございます。

今回の状況では、対向車とすれ違う際には、お互いが通常よりも注意を払う必要があるということがどうやらあるようで、過去の裁判例に沿って進められたものということですと確認してございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）例えばですけれども、今の話やったら、こっちが優良ドライバーで、どれだけええ運転していても、今みたいに20%の過失はなるよということを今おっしゃったわけなんですけれども、そうではなくて、こっち側はちゃんとカーブミラーで確認して停止していますよという証明さえできれば、こっちに過度、過失というか、ないんじゃないかなというふうに思います。そういった主張というのはできなかったかなというような質問をさせていただいたんですけれども、それが、いや、そうであっても20%やといたら、もうそんな道、通られへんなどというふうになってくるんじゃないかなと思います。

ですから、そういったことも主張すべきかなというふうに思っているんですけれども、その辺、主張されたんでしょうか。

これは、ドライブレコーダーついていないから、どうの言われへんですけれども、もしそういったことがあった場合に、それがちゃんと自分たちを守るすべになるのかどうか、ついで結構です、何かの折にお聞きしておいたらと思います。

議長（重光俊則君）答弁ありますか。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）すみません。もう少し詳しく、私どもも同じような考えがありましたので、業者に聞いたところをもっと詳しく申し上げますと、要は、10対ゼロにならないのかというところを突っ込んで確認しました。

相手方にとっては、こちらは道路端に寄ったと言うけれども、狭い車線の中でどれだけ端に寄っていたのかとか、注意が甘かったということで、一般的には交渉の中で取り上げられる要素がどうやらあるそうなんです。そういう可能性がある相手方にとられる事情がある以上は、こちら側に過失がないと認めさせるのは過去の裁判例にもないし、なかなか非常に困難でございますというような状況でございました。

ただ、議員がおっしゃったように、こちらが完全にとまっけていて、端に寄っていてということが証明できれば、そういった事例も、例えば10・ゼロとまではいかないまでも、1・9であるとか、そういった状況が変わってくるのかなというのは、一定感じるところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

ぜひ、そういった事例、前例に基づいてというのは通例ですけれども、今はもう科学も発達しておりますから、そういった意味で、野球でさえビデオ判定しますから、そういった意味でそういう事例をしっかりと、新しい事例ですかね。せっかく優良ドライバーがちゃんとドライブ、運転しているのに、それが認められないというのは解せんので、ぜひ、そういったことを町側からもしっかりと

訴えていただけたらと思います。これ、要望で結構でございます。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）先ほどの過失割合が2割と8割ということで、その経過については、先ほどから2人の理事が今までの経過等についてご答弁させていただいたとおりでございます。

ドライブレコーダーの公用車への設置という件でございますが、設置している自治体も最近は出てきております。そういったところも、本町のほうからその自治体のほうに確認して、どういった経過でつけたのか、価格はどれぐらいかかるのかということで、研究も進めているところでございます。ただ、法定義務化はまだされていないところでございまして、つけたところで、先ほど議員、まさにおっしゃったとおり、事故の際、どういうふうな効力を持つのかという点も非常に興味深いところであることは間違いございません。当然、これ訴訟になって裁判になれば、完全な客観的な事実の証拠ということで、ドライブレコーダーというのは非常に大きな、こちらにとっては大きな証拠物ということになるかと思っておりますので、そういった面も含めて多方面からいろいろ研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解願います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席7番 二見議員、議席8番 渡辺議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願います。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る5月2日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年第1回熊取町議会臨時会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日5月8日の1日間といたします。

次に、議事日程につきましては、議案書に記載のとおりといたします。

なお、本臨時会に提出されております議案は、全て委員会付託を省略し、本会議で審議をさせていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間と決定いたしました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第3 議案第26号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。塩谷総務部理事。

総務部理事（塩谷義和君）それでは、税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明を申し上げますが、本日あらかじめお手元に配付させていただいた資料でございますけれども、このた

びの税条例の専決処分報告につきましては、税制改正に係る法律の施行が年度末であるため、例年4月以降の最初の本会議で報告をさせていただいているものでございます。しかしながら、これでは内容がわかりづらいとのご指摘をいただいておりますので、本議会に先立って議案の内容に係る関係資料として、5月2日に議員皆様方に配付をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、去る3月17日の議員全員協議会において説明させていただいた税制改正の内容のうち、条例改正が必要なものとして、3月下旬に国から条例（例）が示されまして、これによってまとめたものでございます。

なお、内容の1番、個人住民税関係の1点目でございますけれども、町長が課税方式を決定できると表現してございますけれども、これは納税者の方からしますと課税方式を選択できるというものでございまして、この後の説明ではそのように表現をさせていただきます。

それでは、議案第26号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、提案理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、2ページをごらんください。

平成29年3月31日専決、税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

議案書の後ろのピンク色の分界紙の次の資料1-1をごらんください。

税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

第19条第4項については、特定配当等の所得について、また資料1-2の第19条第6項については、特定株式等の譲渡所得について、提出された確定申告書と別に町府民税の申告書を提出することにより、所得割の課税標準の取り扱いについて納税者が課税方式を選択できることを明確化するための所要の措置でございます。

次に、同じページの下段。第24条の3につきましては、第19条の改正に伴う所要の措置でございます。

資料1-3をごらんください。

第44条及び資料1-5の下段、第45条でございますが、こちらは文言の整理等を行う改正でございます。

資料1-7をごらんください。

次に、第67条第8項でございますが、被災した償却資産の代替、償却資産に係る固定資産税の課税標準を、新たに課税される年度から4カ年度分について2分の1とする特例措置を追加するものでございます。

次に、67条の2でございますが、第1項が家庭的保育事業、第2項が居宅訪問型保育事業、資料1-8にまいりまして、第3項が定員5人以下の事業所内保育事業に係る固定資産税のわがまち特例における特例割合を国の参酌基準と同じく課税標準を2分の1とするものでございます。

第70条でございますが、従来の区分所有家屋の固定資産税と同様、居住用超高層建築物についても、区分所有者の補正の申し出を適用できる旨を追加する措置でございます。

次に、第71条でございますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合の共用土地の固定資産税の按分を、被災後4カ年度分について、被災前と同様の按分を適用できるようにするための措置

でございます。

資料1-10をごらんください。

第81条でございますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合の住宅用地の固定資産税の特例を、被災後4カ年度分について、被災前と同様の特例を適用できるようにするための措置でございます。

資料1-11をごらんください。

下段の附則第14条でございます。

こちらは、肉用牛の売却による事業所得について、一定の条件を満たす場合は免税とする特例について、現行制度を3年間延長する措置でございます。

資料1-12をごらんください。

附則第16条でございますが、固定資産税の課税標準の特例について、第67条第8項の改正に伴う所要の措置でございます。

その下、附則第16条の2でございますが、第5項から第10項につきましては、地方税法の項ずれ対応に係る所要の措置でございます。また、11項については、企業主導型保育事業に係るわがまち特例の特例割合を国の参酌基準と同じく課税標準額を2分の1とするものでございます。

資料の1-13をごらんください。

続きまして、附則第16条の3でございますが、第1項から第4項及び第7項については、地方税法施行規則及び施行令の改正に伴う項ずれの対応でございます。

資料の1-15をごらんください。

第5項につきましては、長期優良住宅の認定を受けて耐震改修工事を行った場合における固定資産税の減額を受けるために、必要な提出書類を規定し、また、第6項につきましては、長期優良住宅の認定を受けて熱損失防止改修工事を行った場合における固定資産税の減額を受けるために、必要な提出書類を規定するものでございます。

資料1-17をごらんください。

附則第18条の2でございます。

こちらにつきましては、平成29年4月1日から30年3月31日までに新車新規登録した車両については、平成30年度に限り、また、平成30年4月1日から31年3月31日までに新車新規登録をした車両については、平成31年度に限り車両の燃費性能基準に応じてグリーン化特例を適用するものでございます。

資料の1-18をごらんください。

附則第19条でございますが、第1項の規定は、軽自動車税のグリーン化特例の適用を受けるためには、国土交通大臣の認定等が必要である旨を規定しており、また、第2項については、国土交通大臣の認定等の申請をした者が、偽りその他不正な手段により認定が取り消されたことによって、納期限後に不足税額が存在が発覚した場合において、その不足税額については、当該申請をしたものを所有者とみなして不足税額を徴収できる旨を規定しております。

資料の1-19にまいりまして、第3項につきましては、不足税額に1割を上乗せした金額を徴収することができる旨を規定するものでございます。

なお、第4項については、今回の附則第19条の追加改正に伴う所要の措置でございます。

次に、附則第19条の2でございます。

特定上場株式の配当等に係る所得について、提出された確定申告書と別に町府民税の申告書を提出することにより、所得割の課税標準の取り扱いについて、納税者が課税方式を選択できることを明確化するための所要の措置でございます。

資料の1-20をごらんください。

次に、附則第22条でございます。

こちらにつきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係

る町民税の課税の特例について、現行制度を3年間延長するものでございます。

資料の1-22をごらんください。

附則第32条第4項でございます。

特例適用配当等に係る所得について、提出された確定申告書と別に町府民税の申告書を提出することにより、所得割の課税標準の取り扱いについて、納税者が課税方式を選択できることを明確化するための所要の措置でございます。

資料の1-23をごらんください。

次に、附則第32条の2、第4項でございます。

条約適用配当等に係る所得について、提出された確定申告書と別に町府民税の申告書を提出することにより、所得割の課税標準の取り扱いについて納税者が課税方式を選択できることを明確化するための所要の措置でございます。

第6項につきましては、第4項の改正に伴う所要の措置でございます。

恐れ入りますが、議案書8ページにお戻りください。

下段にございます附則でございます。

第1条は、施行期日で、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2条は、町民税に関する経過措置で、平成29年度以後の個人町民税について適用し、それ以前については、なお従前の例によるものでございます。

ただし、第2項の法人町民税の延滞金に関する規定については、平成29年1月1日以後に納期限が到来する法人町民税について適用するものです。

次に、第3条は、固定資産税に関する経過措置で、平成29年度以後の固定資産税について適用し、それ以前については、なお従前の例によるものでございます。

ただし、第2項の震災等により滅失した償却資産の代替償却資産に係る課税の特例に関する規定については、平成28年4月1日以後に発生した震災等に伴う平成29年度以後の固定資産税について適用するものでございます。

第3項の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び定員5名以下の事業所内保育事業に係る課税標準の特例は、平成30年度課税から適用するものでございます。

次に、第4項の被災市街地復興推進地域に定められた場合の共有土地の按分及び住宅用地の特例に係る規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により、滅失し、または損壊した家屋の敷地であった土地に課する固定資産税に適用し、それ以前の震災に係るものは、なお従前の例によるものでございます。

また、第5項の平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたノンフロン<sup>※</sup>の事業用冷凍冷却機器に係る課税の特例は、なお従前の例によるものでございます。

9ページの下段をごらんください。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、それ以前については、なお従前の例によるものでございます。

ただし、第2項及び、10ページにまいりまして、第3項の規定において、平成28年度以前についてもグリーン化特例の適用を受けるに当たり、国土交通大臣の認定等の申請をした者が、偽りその他不正の手段により認定が取り消された場合で、納期限後に不足税額の存在が発覚した場合における不足税額については、当該申請をした者を所有者とみなして不足税額を徴収することができるものでございます。

なお、今回の税条例の一部改正では、平成29年度の税制改正のうち、4月1日付で施行をしなければならぬものについて専決処分をさせていただきましたが、施行までに期日の間に合うものにつきましては、今後の定例会で上程させていただく予定でございます。

以上で、議案第26号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第4 議案第27号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第27号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、町有財産の処分に伴う土地売払収入の歳入補正と、その売払収入を公共施設整備基金に積み立てるための歳出補正、さらに、ふるさと応援寄附金の増加に伴う歳入補正とその寄附金を財源とするふるさと応援基金積立金の歳出補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

議案書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,683万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億9,505万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 財産収入、項 財産売払収入、目、不動産売払収入、土地売払収入614万円の増額につきましては、七山水源地跡地を処分したことによるものでございます。

次に、款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金、くまとりふるさと応援寄附金3,680万円の増額につきましても、寄附実績によるもので、用途の指定がないものでございます。

次に、目 総務費寄附金、くまとりふるさと応援寄附金4,690万7,000円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定があるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金2,301万5,000円の減額につきま

ては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金614万円の増額につきましては、土地売却収入を基金に積み立てるものでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金6,069万2,000円の増額につきましては、寄附実績などの積み立てでございます。

以上で、議案第27号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、財政調整基金繰入金の減額補正なのですが、これについて、もう少しご説明願いたいと思っております。

議長（重光俊則君）東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回の財政調整基金の繰入金が財源調整分ということで、マイナスということで減額補正となっております。

この減額となった理由でございますが、まず、ふるさと応援寄附金の基金に積み立てるプロセスの中で、まず謝礼品等をその経費として、特に今回で言いますと、使途を指定しないふるさと応援寄附金のほうから、いわゆる経費分ということで、差っ引いている関係がございまして、その除いた金額を積み立てる予算の組み立てとなっております。予算上は、歳入が歳出を上回ることになりまして、結果、財源調整としまして、財政調整基金の部分を、繰り入れ予定の予算の分を減額することにより歳入歳出を合わせた形という状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。文野議員。

1番（文野慎治君）若干関連するんですが、くまとりふるさと応援基金、補正も今回最後でここまで来ていて、28年度にその使途を指定している、していない別で、寄附が幾らあったのか、そして、謝礼金として幾らそれを支出したのか、そして、今回言っている基金積み立て、そういうふうなトータル的な数字を教えていただけたらと思っております。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）それでは、まず平成28年度の寄附総額の実績をご報告させていただきますと、実績のほうは3億9,733万5,621円でございます。件数のほうは1万9,218件のご寄附と、約1万9,000件ご寄附がございました。こちら3億9,733万円の寄附に対しまして、その謝礼品費でございますが、こちらのほうが、1億623万2,057円という内容でございます。したがって、今回積立のほうは、この3億9,733万円に対しまして、2億9,100万円の積み立てをさせていただいたという、そういった内容でございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）7ページのその今のくまとりふるさと応援寄附金、たくさん寄附していただいて本当にありがたいことかと思うんですが、指定の4,690万円につきましては、指定があったというところですが、どういったところに指定されているのか、その辺のところを教えてください。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長（明松大介君）こちらの分野といたしましては、主などこ

ろとしましては、子育て、教育分野のところが大きな割合を占めてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）よろしいですか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）同じ7ページで土地売却収入の七山水源地跡地ということやったんですけれども、これもうちょっと具体的な場所と面積教えてください。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）面積につきましては、実測で195.4平方メートルになってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次に、日程第5 議案第28号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第28号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり平成29年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

今回、専決処分いたしました補正予算でございますが、墓地、つまり墳墓の使用許可を受けたものの、お墓を承継する家族がいなくなったことなどの理由から墳墓を返還することとなったときは、使用許可を受けてから1年以上たった場合には、既納した永代使用料の50%の還付、また、5年分を一括して5年ごとに前納する管理手数料については、既納の管理料のうち未経過年数分は墓苑条例により還付することとなっております。

この返還に伴う還付金につきましては、当初10件を見込んで予算措置しておりましたが、平成28年度は16件発生したこと、また、2月に入ってから4件発生したこと、補正予算を組む間もなく、他の予算科目からの流用、予備費の充用も行いましたが、予算不足が発生したため、やむなく専決にて必要な予算分を墓地基金から繰り入れさせていただいたものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

補正予算書の1ページをごらんください。

平成28年度熊取町の墓地事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。



第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,240万6,000円と定めるものとさせていただきます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますが、4ページ、5ページは総括でございますので説明は省略させていただきます、6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金、節 墓地基金繰入金33万1,000円が、先ほど説明しました歳出補正の財源とするものとさせていただきます。

その歳出について、8ページをごらんください。

款 墓園費、項 墓園費、目 墓園総務費、節 償還金、利子及び割引料33万1,000円でございます。

以上で、議案第28号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）本年度に当たって20件の返還があったという感じにさっきのお話ではなるのかと思うんですけど、これについては、また募集というのは、ことしについてはされて、何件かは受けているという感じではあるのでしょうか。それから、また、これからの予定について教えていただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）平成28年度中に返還のあったのは16件でございます。そして、昨年度に再募集を行っております。12月広報で募集をいたしまして、そのときは15区画を募集いたしまして、3月に全て15区画決まったところでございます。そして、現在残っておりますのは5区画でございます。また、その再募集につきましては、例年どおり、12月の広報で募集を行いまして、平成29年度末にまた募集を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）はい。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありますか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）すみません。

今回2月にまた4件発生したというところで、空き区画が9区画になるというところなんです。5区画、4件の返還も入れてあきが5区画というところですか。

（「はい」の声あり）

8番（渡辺豊子君）わかりました。

それで、また年度末に募集をかけるというお話だったんですが、何かホームページのほうに、その空き区画について不審な電話が入っているというふうなことが載っていたんですけども、そういったところの説明をお願いしたいと思っております。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）ごく最近でございますけれども、ある住民の自宅のところへ電話があっ

て、今、熊取墓苑で募集しておりますけれども、応募いたしませんかというような意味合いの電話がかかってきたという問い合わせがございました。役場のほうからはそういうふうな電話で一切募集をお聞きするようなことはございませんというふうに説明をいたしましたので、ほかのところにもかかってくればちょっとぐあいが悪いので、急遽ホームページで、役場のほうからは電話で一切そういう問い合わせはしないということと、また、あきにつきましては12月ごろに募集を行いますという旨のホームページを上げさせていただいたところでございます。

特に、何かお金を取られたとか、そういうふうなことはなかったということでございます。不審な電話があったということでございました。

以上です。

議長（重光俊則君）よろしいですか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

未然に確認をし、何も被害はなかったよというところで安心をしたわけですが、ちょっとホームページでそういったことを見ましたので、今いろんな詐欺みたいなのがはやっていて、大変そういう情報を利用しながらいろんなことをたくらんでいる方がいらっしゃるみたいなので、その辺のところをしっかりとまた注意喚起をしていただくようお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。文野議員。

1番（文野慎治君）すみません。当初予算措置的には、8件ぐらい返ってくるやろうということで、それが倍以上にふえているんですが、今、説明の中では、そういうお墓を用意したけれども、後見る人がいないから云々というようなことの原因があったんですが、全てそういうふうな理由づけになっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）16件のうち1件につきましては、引っ越しされたという理由がございす。また、家の近くに墓を購入したというのもお一人いらっしゃいます。それ以外につきましては、ちょっとずつ理由の書き方は異なっておりますけれども、要はお墓を守ってもらふ家族の方がいなくなったから返還しますという理由になっております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）返還を申し出る用紙、様式、その書き方によってもいろいろかと思うんですけれどもね。

ちょっと危惧するのは、同じお墓が町でああいう用意をして、その横にゆめの森公園ができて、これまたありがたい、予想に反してすごくにぎわっていると。環境が本当に隣にお墓があって、ああいう歓声が聞こえる、うちなんか特に。ましてや、駐車場に並ぶというふうな形で。現にその事業主体は全て熊取町であって、どちらもサービスなんですよね。そういった意味で、まだ維持はしているけれども、買ったとき、あそこは静かな場所やと思って選んだのに、こんなににぎわってしまって、考え、これはちょっと初めと条件ちゃうでなというふうな声は若干聞くんですよね。

ですから、急に返還がふえてきているなというふうにも実は思います。そういう人はまざっているかどうかは、これは確認とれませんけれどもね。ただ、先ほど申し上げましたように、事業主体がどちらも町である、そしてそれぞれ、ゆめの森の所管の方、墓地のほうの所管の方、それぞれ担当として、利用者に不便のないようにと思ってやっておられることもわかっているし、我々もそういうことは常に考えていかないかというふうに思うんですけれども。

今いろんな対策をやっていることが、これが普通であって、それでええんやという思いだけは持たずにやってほしいなど、こういうふうに思うんです。これは、こんな現象が起きているからそうだというふうに言い切れるような実証も私もつかんでいませんけれども、サービスを提供しているという町側、我々側からすれば、常にそういった観点に立って、どちらの方にも満足していただけるような環境を維持していくということが大事やと思うんです。

ゆめの森がああいう形で、今度状況も変わってくるやに思いますけれども、あそこの保安のパトロール等、気をつけなければ、他地区では聞いたことあるんですが、そういう墓地に対するいたずらであったり、墓石に落書きをすとか、そういうようなことも聞いておりますんで、ぜひ、そういう観点に立って、ただ返還する人がお墓を見ることができへんからこういう数字が上がっていますというだけではなくて、常にアンテナを張って、維持をして、持っておられる方との意思疎通も図りながら、あそこ全体にそれだけ事業費として投入しているわけですから、どちらの方にも満足をしていただけるような形をぜひともお願いをしたいなと、これはもう要望でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

議長（重光俊則君）次の議題は、私に関する件であり、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当いたしますので、議事の進行を副議長と交代いたします。

副議長（鯉谷陽子君）それでは、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

---

副議長（鯉谷陽子君）日程第6 議案第29号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、重光議員の退場を求めます。

（重光俊則君退場）

本件について、説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第29号 監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

監査委員の渡辺豊子氏につきましては、平成29年4月27日付で退職されております。その後任といたしまして、重光俊則氏を選任いたしたいと考えますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

副議長（鯉谷陽子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号 監査委員の選任同意についての件を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案に同意することに決定しました。重光議員の入場を求めます。

(重光俊則君入場)

ただいまより11時30分まで休憩いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「11時12分」から「11時28分」まで休憩)

---

副議長(鱧谷陽子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま重光議長から議長の辞職願が提出されましたので、議長が決定するまでの間、議長の職務を行います。

お諮りいたします。議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

副議長(鱧谷陽子君) 議会許可第1号 議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、重光議員の退場を求めます。

(重光俊則君退場)

職員に辞職願を朗読させます。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君) 辞職願。

私は、このたび一身上の都合により、議長を辞職いたしたいので、地方自治法第108条及び議会会議規則第97条第2項の規定により、許可されるようお願いいたします。

平成29年5月8日

熊取町議会副議長 鱧谷陽子殿

熊取町議会議長 重光俊則

副議長(鱧谷陽子君) お諮りいたします。重光議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、重光議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

重光議員の入場を求めます。

(重光俊則君入場)

ただいま重光議員から辞職の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。重光議員。

2番(重光俊則君) 議長を辞職するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年5月の臨時議会におきまして、議員皆様方のご推挙によりまして、熊取町議会議長に就任させていただきました。本日まで、無事議長の職責を果たすことができたのは、皆様のおかげであり、心よりお礼申し上げます。

議長として一番大切だと思っていたことは、議員全員で十分議論して信頼される議会を目指すことと、そして、住民のためになる政策提言ができるよう議会力、議員力を高めていくことでした。議会の力が最も役立つのは、各種の政策について、議会が町長、理事者と十分に議論して、最終的

に町民ファーストの政策を早期に実現できることだと思います。

しかし、不幸なことに、熊取町では約10年前の談合事件発生と、それに対する前町長の対応から、8年にもわたり庁舎内でのぎすぎすとした人間関係と、上下左右で闊達な意見交換ができないという体質が醸成されてしまったのではないかと感じたこともありました。

このような状況が感じられたら、町長と理事者は先頭に立って、できるだけ早くこれを一掃しなければなりません。

これから先、町長を初めとした理事者や職員の皆様方と議員が、あらゆる分野において熊取町の将来のために生き生きと意見交換できる状況をつくり出していけるよう、議長を辞職いたしましても努力してまいりたいと思っております。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（豊谷陽子君）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまよりしばらく休憩いたします。

議長選挙に立候補される議員は、これより正副議長室において立候補届を受け付けいたします。ほかの方は、自席でしばらくお待ちください。

---

（「11時34分」から「12時59分」まで休憩）

---

副議長（豊谷陽子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議会選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は14人です。

議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

立会人に、重光議員、阪口議員、渡辺議員、服部議員、河合議員、江川議員、以上の6名を指名いたします。

それでは、職員が投票用紙を配付します。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、投票用紙には候補者でない者の氏名は記載しないようにお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど指名をいたしました、重光議員、阪口議員、渡辺議員、服部議員、河合議員、江川議員、開票の立ち合いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち坂上巳生男議員7票、矢野正憲議員6票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、坂上巳生男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました坂上巳生男議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、坂上巳生男議員の当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

(坂上巳生男君登壇 議長当選挨拶)

議長(坂上巳生男君) このたび議員各位のご支援をいただき、熊取町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、まことに身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じているところであります。

私は、議会運営に臨んでは、中立公正の立場を貫くとともに、議会が円滑に運営されるよう誠心誠意努力する所存でございます。何とぞ議員皆様方のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

(坂上巳生男君降壇 自席へ)

副議長(鯉谷陽子君) これをもちまして、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、坂上巳生男議員、議長席にお着き願います。

(坂上巳生男君、議長席へ着く)

議長(坂上巳生男君) ただいまから10分程度休憩いたします。13時20分まで休憩といたします。

---

(「13時08分」から「13時18分」まで休憩)

---

議長(坂上巳生男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま鯉谷副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

議長(坂上巳生男君) 議会許可第2号 副議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鯉谷議員の退場を求めます。

(鯉谷陽子君退場)

職員に辞職願を朗読させます。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君) 辞職願。

私は、このたび一身上の都合により、副議長を辞職いたしたいので、地方自治法第108条及び議会会議規則第97条第2項の規定により許可されるようお願いいたします。

平成29年5月8日

熊取町議会議長 坂上巳生男殿

熊取町議会副議長 鱧谷陽子

議長（坂上巳生男君）お諮りいたします。鱧谷議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、鱧谷議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

鱧谷議員の入場を求めます。

（鱧谷陽子君入場）

ただいま鱧谷議員から辞職の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）副議長を辞職するに当たりまして、一言お礼を申し上げます。

平成27年5月の臨時町議会におきまして、議員皆様方のご推挙により副議長の要職に就任させていただきました。以来2年間、至らぬ点や数々の失敗もありましたが、議員各位のご支援、ご協力をいただき、何とか大過なく努めることができました。これもひとえに、議長を初め皆様方のご指導とご協力のたまものであり、心からお礼申し上げます。辞職のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（坂上巳生男君）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ただいまよりしばらく休憩いたします。

副議長選挙に立候補される議員は、これより正副議長室において立候補届を受け付けします。他の方は自席でしばらくお待ちください。

---

（「13時23分」から「13時33分」まで休憩）

---

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議会選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）

ただいまの出席議員は14人です。

議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

立会人に、重光議員、浦川議員、鱧谷議員、二見議員、服部議員、河合議員、以上の6名を指名いたします。

それでは、職員が投票用紙を配付します。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、投票用紙には候補者でない者の氏名は記載しないようにお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど指名をいたしました重光議員、浦川議員、鱧谷議員、二見議員、服部議員、河合議員、開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち文野慎治議員8票、佐古員規議員6票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、文野議員が副議長に当選されました。議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

ただいま副議長に当選されました文野議員が議場におられますので、本席から、議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、文野議員の当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

(文野慎治君登壇 副議長当選挨拶)

副議長(文野慎治君) このたび議員の皆様方の温かいご支援によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりました。この上なく光栄に存じております。

もとより微力ではございますが、議会が公正かつ円滑に運営されますよう議長を補佐し、誠心誠意努力したいと思っております。どうか今後とも皆様方のなご一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(文野慎治君降壇 自席へ)

議長(坂上巳生男君) ただいまからしばらく休憩いたします。午後1時50分まで休憩といたします。

---

(「13時41分」から「13時49分」まで休憩)

---

議長(坂上巳生男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議事日程を追加したいと思います。

追加議事日程表については、お手元に配付しております追加議事日程表のとおりであります。

追加議事日程表のとおり議事を追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加議事日程表のとおり議事を追加することに決定しました。

---

議長(坂上巳生男君) 追加議事日程第1 議会選任第1号 常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

まず、総務文教常任委員会委員に、文野慎治君、坂上昌史君、鱧谷陽子君、二見裕子君、服部脩二君、佐古員規君、それに私、坂上巳生男の以上7人を指名したいと思います。

次に、事業厚生常任委員会委員に、重光俊則君、浦川佳浩君、阪口均君、渡辺豊子君、矢野正



憲君、河合弘樹君、江川慶子君の以上7人を指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第2 議会選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第5条第2項及び第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

文野慎治君、浦川佳浩君、鱧谷陽子君、二見裕子君、矢野正憲君、佐古員規君、江川慶子君、以上の7人を議会運営委員会委員に指名したいと思います。

以上のとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました総務文教常任委員会委員、事業厚生常任委員会委員及び議会運営委員会委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、各委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず総務文教常任委員会、2番目に事業厚生常任委員会、3番目に議会運営委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。2時10分まで休憩といたします。

---

(「13時53分」から「14時06分」まで休憩)

---

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

総務文教常任委員会委員長に佐古議員、副委員長に坂上昌史議員。事業厚生常任委員会委員長に阪口議員、副委員長に河合議員。議会運営委員会委員長に江川議員、副委員長に浦川議員。

以上のとおりでございます。

---

議長(坂上巳生男君)続いて、追加議事日程第3 議会許可第3号 特別委員会委員の辞任についての件を議題といたします。

議会委員会条例第12条第2項の規定により、原子力問題調査特別委員会委員7名、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員7名及び都市計画道路建設促進特別委員会委員7名の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。まず、原子力問題調査特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、原子力問題調査特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することに決定しました。

次に、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することに決定しました。

次に、都市計画道路建設促進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、都市計画道路建設促進特別委員会委員7名の諸君の辞任を許可することに決定いたしました。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、追加議事日程第4 議会選任第3号 特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

原子力問題調査特別委員会委員に、重光俊則君、阪口 均君、坂上昌史君、二見裕子君、矢野正憲君、河合弘樹君、江川慶子君。

アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会委員に、重光俊則君、坂上昌史君、鱧谷陽子君、二見裕子君、服部脩二君、佐古員規君、それに私、坂上巳生男。

都市計画道路建設促進特別委員会委員に、文野慎治君、浦川佳浩君、阪口 均君、渡辺豊子君、矢野正憲君、河合弘樹君、それに私、坂上巳生男。

以上、それぞれ7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、それぞれの特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

互選していただく場所と順序を申し上げます。互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず原子力問題調査特別委員会、2番目にアトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、3番目に都市計画道路建設促進特別委員会の順といたします。

その間、しばらく休憩いたします。2時25分まで休憩といたします。

---

(「14時11分」から「14時20分」まで休憩)

---

議長(坂上巳生男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

原子力問題調査特別委員会の委員長に矢野議員、副委員長に二見議員。アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の委員長に重光議員、副委員長に坂上昌史議員。都市計画道路建設促進特別委員会の委員長に渡辺議員、副委員長に浦川議員。

以上でございます。

---

議長(坂上巳生男君) 次に、追加議事日程第5 議会選挙第3号 泉州南消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行

いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長において、指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に文野議員、坂上昌史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました文野議員、坂上昌史議員を当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました文野議員、坂上昌史議員が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました文野慎治議員、坂上昌史議員が議場におられますので、本席から議会会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。それでは、文野慎治議員、坂上昌史議員、よろしくお願ひいたします。

---

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第6 総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査の申し出についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長並びに事業厚生常任委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、所管事務調査について、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、所管事務調査について、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

議長(坂上巳生男君)以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。

このたび任期を終えられました重光俊則前議長、鯉谷陽子前副議長におかれましては、2年間大変お疲れさまでございました。

また、今回ご就任されました坂上巳生男議長、文野慎治副議長におかれましては、ぜひ、住民の福祉の向上、よりよいまちづくりの実現のために住民ニーズを的確に把握いただき、町行政ともより連携を図られながら議会運営を行っていただきますようよろしくお願いいたします。存じます。

さらに、議員皆様方におかれましては、今後ますます多忙になるかと存じますが、何とぞご健勝であられますよう。また、さらなる町政発展のため、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

---

議長(坂上巳生男君)これをもって、平成29年第1回熊取町議会臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「14時27分」閉会)

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成29年5月8日

熊取町議会

議 長

坂 上 巳生男

前 議 長

重 光 俊 則

前副議長

鱧 谷 陽 子

議 員

二 見 裕 子

議 員

渡 辺 豊 子